



目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
◎高知県農業共済組合検査規程 (協同組合指導課)	1
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○道路の区域変更 (道路課)	3
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○特定鳥獣保護管理計画の変更に係る公聴会の開催 (2件) (鳥獣対策課)	4
○平成21年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	5
○警備員等に係る検定の実施	6
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出 (2件)	7
○政治団体異動の届出	8
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正	8
高知県人事委員会規則	
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8

告 示

高知県告示第491号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
有限会社むこせ 香美市土佐山田町宝町一丁目1 平21・5・31
薬局 -25

高知県告示第492号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
株式会社関西土地 代表取締役 入交 太郎
- (2) 届出者の住所
高知市追手筋一丁目6番9号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターブリコ南店
高知市棧橋通五丁目7-7
- (4) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 澤村 拓夫
(変更後) 代表取締役 入交 太郎
- (5) 変更年月日
平成21年5月28日
- (6) 変更理由
株式譲渡に伴う代表取締役の交代

2 届出年月日

平成21年7月2日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第493号

高知県農業共済組合検査規程を次のように定める。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

高知県農業共済組合検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業災害補償法 (昭和22年法律第185号。以下「法」という。) 第142条の2から第142条の4までの規定に基づき知事が行う農業共済組合 (以下「組合」という。) の業務又は会計の状況についての検査 (以下「検査」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的等)

第2条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握することにより、組合に対する個別指導の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合の事業運営の適正化に資することを目的としてこれを行うものとする。

2 知事は、検査の実施により、組合の不正、不当行為等を防止するとともに、その是正を図り、組合の役員及び職員の事業運営に対する意欲及びコンプライアンス意識の高揚を助長し、併せて、検査を通じて得られた資料について、守秘義務に留意しつつ、一般農林水産行政の資料としての活用を図るものとする。

(常例検査の実施及び年間検査計画等の作成)

第3条 知事は、法第142条の3の規定により、すべての組合について、毎年1回常例検査を行うものとする。

2 知事は、年度当初に、月別及び組合別の年間検査計画並びに当該年度における検査重点事項を作成するものとする。ただし、行政上の要請により緊急に検査の必要が生じた場合又は組合の組合員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

(検査事項)

第4条 検査は、知事が別に定める農業共済組合検査実施要領に従い、組合の業務及び会計のすべてについてこれを行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(検査の場所及び方法)

第5条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他当該組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査又は当該組合の役員若しくは職員からの説明の聴取 (第10条第1項において「現物の検査等」という。) の方法によりこれを行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

(検査基準日)

第6条 検査基準日は、原則として検査に着手した日の前業務日とする。ただし、前業務日に残高試算表が作成されていないときは、当該前業務日の属する月の前月末日以前の直近の残高試算

算表が作成された日を検査基準日とすることができる。
(検査の範囲)

第7条 検査は、原則として前条に規定する検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から当該検査基準日までの間についてこれを行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、前事業年度の開始の日前又は検査基準日後について検査を行うことができる。

(執務時間内における検査の実施)

第8条 検査は、組合の執務時間内にこれを行うものとする。ただし、やむを得ない理由があり、かつ、当該組合の理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(無通告での検査の実施)

第9条 検査は、あらかじめ組合に対して通告をしないでこれを行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(検査員)

第10条 検査は、知事が命令した職員（以下「検査員」という。）2人以上が1組となってこれを行うものとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、検査の一環として、組合の支所、出張所等において単独で現物の検査等を行わせることができる。

2 知事は、検査に当たっては、検査員の中から1人を当該検査の責任者（第15条において「検査責任者」という。）として選任するものとする。

3 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断又は意見の表明を行うに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

4 検査員は、組合の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足る合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

5 検査員は、検査に当たっては、組合の業務執行に支障のないようにするとともに、組合に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、検査の相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するよう努めなければならない。

(検査命令書及び身分証明書の交付及び提示)

第11条 知事は、検査員に別記様式による検査命令書（次項において「検査命令書」という。）及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条の証票（次項において「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、組合の理事その他の責任者に対して、検査命令書及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げなければならない。

(検査の立会い)

第12条 知事は、検査に当たっては、組合の理事その他の責任者

1人以上を立ち合わせなければならない。

2 知事は、検査に当たっては、前項の規定による立会人のほか、原則として組合の監事を立ち合わせるものとする。

(私物に係る検査の制限)

第13条 検査員は、組合の役員又は職員の私物の検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、検査の相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先等との照査)

第14条 検査員は、検査上特に必要があると認めるときは、組合の組合員、加入者、取引先、退任した役員若しくは退職した職員又はその他の関係者に対して、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査の拒否等に対する措置)

第15条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の講評)

第16条 検査員は、検査を終了するに際して、直ちに改善に着手することができるよう、かつ、組合の関係者に無用の不安を与えることがないように、組合の理事、監事その他の責任者に対して、検査中明らかとなった事項について口頭で講評を行うとともに、理事又は監事から当該講評についての意見等を聴取するようにしなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査の結果の報告等)

第17条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、検査の終了後速やかに、法令に違反している事項又は組合の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項を記載した検査書を作成し、これを組合の理事に交付するとともに、当該組合の理事に対して、当該検査書に記載された事項に関する見解及び今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるものとする。

3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認められる事項がある場合は、前項の検査書にこれを記載するとともに、当該組合に対して、法第142条の5第1項の規定に基づき必要な命令をするものとする。

4 前項の場合において、知事は、当該組合の理事から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について、報告書の提出を求めるものとする。

5 第2項の回答書又は前項の報告書の提出に当たっては、組合の理事がこれらに連署するとともに、理事会（監事事項に係るものにあつては、監事会）の議事録及び監事の意見書を添付しなければならない。

6 知事は、法第142条の4の規定による検査を行った場合は、当該検査の請求をした組合の組合員に対して、当該検査の結果について、その概要を記載した書類を交付しなければならない。

(守秘義務)

第18条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(指導監督部門との連携)

第19条 知事は、検査の実施に当たっては、指導監督部門と連携し、事前に指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。

2 知事は、検査の終了後、指導監督部門に当該検査に関する報告を行うこと等により、指導監督業務においても、検査において指摘した事項の改善指導が行われるようにする等検査の結果が農林水産行政に反映されるよう努めるものとする。

(検査員の資質の向上等)

第20条 知事は、検査の職務に従事する職員の確保を図るとともに、研修等の実施により、検査員の資質及び検査技法の向上に努めるものとする。

2 知事は、検査の職務に従事する職員の配置に当たっては、経験年数、研修の受講状況等を勘案する等検査体制の整備及び強化に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年7月17日から施行する。

(農業共済組合検査規程の廃止)

2 農業共済組合検査規程（平成12年4月高知県告示第273号）は、廃止する。

別記様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

検査命令書

	職名	氏名
検査責任者	○○○○○○	○○○○○○○
検査員	○○○○○○	○○○○○○○
検査員	○○○○○○	○○○○○○○

農業災害補償法第142条の○の規定に基づき、○○○農業共済組合の検査を命ずる。

高知県知事 印

高知県告示第494号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
 - (1) 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
 - (2) 基本測量（電子基準点現地調査）
 - (3) 基本測量（電子基準点附属標取付観測）
- 2 作業期間

平成21年9月1日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
 - (1) 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
南国市
 - (2) 基本測量（電子基準点現地調査）
室戸市、安芸市、香美市、安芸郡東洋町、田野町、北川村及び馬路村並びに長岡郡大豊町
 - (3) 基本測量（電子基準点附属標取付観測）
高岡郡四万十町及び幡多郡黒潮町

高知県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡大河内字ゼンギユ400番2から 高知市鏡大河内字ゼンギユ400番6まで	前	16.0 } 20.4	14
	後	8.5 } 18.0	14

高知県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年7月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡佐川町字小路口丙49番1地先から 高岡郡佐川町字中川原乙1296番1地先まで	99	平成21年7月17日

公 告

特定鳥獣保護管理計画を変更しようとするため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成15年法律第88号）第7条第4項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、高知県鳥獣保護及び狩猟規則（平成15年高知県規則第69号）第2条第1項の規定により公告する。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 日時、場所等

変更しようとする特定鳥獣保護管理計画の名称	高知県特定鳥獣（シカ）保護管理計画
日時	平成21年8月10日（月） 午後1時30分から
場所	高知市本町五丁目6-42 公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館3階「弥生」

- 2 案件
高知県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（計画期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで）の変更について
- 3 その他
(1) 希望する者は、公聴会を傍聴することができる。

- (2) 公聴会の議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に対し、2の案件について意見を求めることができる。
- (3) 公聴会に関する問い合わせ先
高知県文化生活部鳥獣対策課（電話番号088-823-9039）

~~~~~  
特定鳥獣保護管理計画を変更しようとするため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成15年法律第88号）第7条第4項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、高知県鳥獣保護及び狩猟規則（平成15年高知県規則第69号）第2条第1項の規定により公告する。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 日時、場所等

|                       |                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------|
| 変更しようとする特定鳥獣保護管理計画の名称 | 高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画                         |
| 日時                    | 平成21年8月10日（月）<br>午後1時30分から                  |
| 場所                    | 高知市本町五丁目6-42<br>公立学校共済組合高知宿泊所<br>高知会館3階「弥生」 |

- 2 案件  
高知県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（計画期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで）の変更について
- 3 その他  
(1) 希望する者は、公聴会を傍聴することができる。  
(2) 公聴会の議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に対し、2の案件について意見を求めることができる。  
(3) 公聴会に関する問い合わせ先  
高知県文化生活部鳥獣対策課（電話番号088-823-9039）

~~~~~  
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成21年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。
- 3 受験資格
(1) 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。
(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
ア 成年被後見人又は被保佐人
イ 禁錮以上の刑に処せられた者
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験日時
平成21年9月27日（日）午前10時から
- 5 試験場所
高知市布師田3992-4 高知地域職業訓練センター
- 6 受験手続
(1) 受験申請書類
ア 受験申請書
イ 履歴書
ウ 受験資格を証する書類の写し
エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載し、受験申請書及び写真票にはり付けること。）2枚
(2) 受験申請書類の提出期間
平成21年8月17日（月）から同年9月4日（金）まで
なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成21年9月4日付けの消印のあるものまで受け付ける。
(3) 受験申請書類の提出先
高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県商工労働部雇用労働政策課
(4) 受験手数料
3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはり付けること。）
なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。
(5) 受験票
受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。
- 7 可否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

平成21年10月19日(月)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県商工労働部雇用労働政策課ホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>)において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

(1) 受験申請書は、高知県商工労働部雇用労働政策課において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、あて先を明記の上、140円切手をはった返信用封筒(定形外)を添えて、高知県商工労働部雇用労働政策課に申し込むこと。

(3) 受験手続等について不明な点は、高知県商工労働部雇用労働政策課(電話番号088-823-9765)に問い合わせること。



都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年7月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年5月27日 21高都計第118号	香美市土佐山田町林田字シタノヂ1003番3	香美市土佐山田町神母ノ木127番地1 鏡野団地40号 大川 佳子

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第15号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成21年7月17日

高知県公安委員会委員長 面山 昌男

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)

(3) 実施期日

ア 新規取得講習
平成21年9月9日(水)から同月17日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習
平成21年9月15日(火)から同月17日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格者

(1) 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。

4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法

(1) 受講希望の事前申込み

ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習 FAX 申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。

イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。

ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。

(2) 事前申込みの受付期間

ア 平成21年8月10日(月)及び11日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。

イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成21年8月12日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成21年8月17日(月)から同月19日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者には住所を管轄する

警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込書を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの) 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者には、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習には38,000円、追加取得講習には14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第16号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警

備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成21年7月17日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成21年10月29日(木)午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地

高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するもの

(1) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」という。)の交付を受けたもの

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

(1) 検定申請の受付期間

平成21年9月28日(月)から同年10月9日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者には住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者には住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員には当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であって、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものには、いずれも提出することを要しない。)

ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 4の(1)に該当する者には、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面

(イ) 4の(2)に該当する者には、1級検定受検資格認定書の写し

(4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

- (1) 受検時の服装
警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試験を受けられる服装とすること。
- (2) 持参品
 - ア 受検票
 - イ 筆記用具
 - ウ 警笛(実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。)
 - エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽
 - オ 雨着(雨天時に使用する。)
 - カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)
- 9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
 平成21年7月17日
 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
桃田妙子後援会	門田 徹也	荒尾 哲夫	高知市中宝永町4-13	平21・6・16
伊東りさ後援会	門田 豊	見元 将志	南国市田村乙2082-13	平21・6・22
北村たけゆき後援会	松本 耕一	尾川 誠	須崎市青木町5-17	平21・6・30

高知県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
 平成21年7月17日
 高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
幸福実現党高知県本部	桃田 妙子	荒尾 哲夫	高知市中宝永町4-13	衆議院議員	平21・6・16

高知県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年7月17日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県宿毛市支部	佐田 忠孝	異動なし	異動なし	平21・6・12
異動後		宮本 有二			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	防衛問題研究会高知市政治連盟	石黒 聡	異動なし	高知市比島町二丁目10-45	平21・6・25
異動後		川上 剛男		高知市三園町18	
異動前	高知ビルメンテナンス政治連盟	稲田 玲子	異動なし	異動なし	平21・6・26
異動後		山崎 啓輔			
異動前	高知県行政書士政治連盟	異動なし	中野 光春	異動なし	平21・6・29
異動後			関 隆		

高知県選挙管理委員会告示第39号

平成20年9月高知県選挙管理委員会告示第66号（政治団体の収

支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成21年7月17日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

第1 定例報告のその他の政治団体の新財政調査会の4 資産等の内訳の借入金の表中

「山本 有二 809,896円」

を

「山本 有二 8,098,964円」

に訂正する。

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月17日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第38号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1室戸市市長部局本庁の項中「（人事を担当する者に限る。）」を削り、「人事班長」を「人事情報班長」に改め、同表安芸市市長部局の項中「健康福祉事務所」を「福祉事務所」に改め、同表土佐市市長部局本庁の項中「波介川・水資源対策室長」を「波介川・水資源対策室長 総務課防災担当参事 収納統括管理担当参事」に改め、同表宿毛市市長部局本庁の項中「（人事又は予算を担当する者に限る。）」を削り、同表四万十市市長部局本庁の項中「人事係長」を「人事係長 秘書係長」に改め、同表四万十市市長部局幡多公設地方卸売市場の項を削り、同表芸西村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 総務課参事」に改め、同表大川村村長部局診療所の項を削り、同表いの町町長部局本庁の項中「総務課参事」を「総務課参事 建設課参事」に改め、「総務課総務係長」を削り、同表いの町町長部局総合支所の項中「課長」を「課長 吾北総合支所ほけん福祉課参事 本川総合支所住民課参事」に改め、同表四万十町町長部局本庁の項中「会計管理者」を「会計管理者 参事 危機管理監 新産業政策監」に改め、同表四万十町町長部局総合支所の項中「医療福祉センター所長」を削り、同表三原村村長部局本庁の項中「課長」を「課長 会計管理者」に改める。

別表第2高知県競馬組合の項中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に改め、同表幡多広域市町村圏事務組合の項中「管理

局長」を「管理局长 会計管理者」に改め、同表高幡西部特別養護老人ホーム組合の項中「主任生活相談員」を削り、同表高知中央西部焼却処理事務組合の項中「会計管理者」を「事務局长 会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。